

神奈川県石油コンビナート等防災計画  
修正素案  
(概要)

令和6年10月  
神奈川県

## 神奈川県石油コンビナート等防災計画の主な修正内容

### 1 権限移譲に伴う県、横浜市及び川崎市の役割の見直し

コンビナート地域における高圧ガス保安法に基づく許認可事務の権限については、令和7年4月に、県から横浜市及び川崎市に移譲される予定となっています。このため、同法に基づく指導・監督を県から両市消防局に移す旨の修正を行います。

また、権限移譲に伴い、県ではコンビナート地域における高圧ガス事業所の最新の事業活動の把握が難しくなるため、防災訓練のシナリオ作成等に際しては、両市消防局が県を支援する旨を追記するとともに、災害発生時には、両市消防局が県の防災本部事務局の業務を補佐する旨を加えます。

体系	修正内容
第1編 総則	
第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1節 防災関係機関の実施責任	・両市消防局の実施責任に、「高圧ガス保安法に基づく指導」を追加
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	・県が処理すべき事務から「高圧ガス関係施設の保安管理の指導・監督」を削除し、「特定事業所に対する防災活動についての助言・指導」を追加 ・両市消防局が処理すべき事務に「高圧ガス関係施設の保安管理の指導・監督」を追加
第4編 災害予防計画	
第2章 関係行政機関等における予防対策	
第4節 防災訓練の実施	・両市消防局は訓練シナリオの作成等について、県に対し適宜必要な支援を行う旨を追加
第5編 災害応急対策計画	
第1章 応急活動体制	
第1節 石油コンビナート等防災本部 3 本部連絡員の業務	・両市消防局の本部連絡員の業務として「防災本部の事務局業務の補佐」を追加

## 2 時点修正

体系	修正内容
第4編 災害予防計画	
第1章 特定事業所における予防対策	
第1節 保安管理の徹底	
3 地震・津波対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型の石油タンクに義務付けられている地震対策について、猶予期間が令和6年3月に満了したことを踏まえ、これまでに講じた対策を維持管理する内容に修正</li> </ul>
4 風水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油タンク等の危険物施設に関する風水害対策を推進するため、特定事業所において、国の防災基本計画に沿った規程類の整備及び必要な措置等を講じる旨を追加</li> </ul>
用語の意義	
第1編 総則	
第2編 防災組織	
第4編 災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関名の追加・変更等の語句の修正</li> </ul>
第5編 災害応急対策計画	
第6編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	